

寒川町森林整備計画を修正するので、森林法第 10 条の 6 第 7 項において準用する第 6 条第 1 項の規定により公告し、当該森林整備計画の案を次により縦覧に供します。

なお、当該森林整備計画の案について、縦覧期間満了の日までに寒川町長に理由を付して意見書を提出することができます。

令和 5 年 2 月 7 日

寒川町長 木 村 俊 雄

1 縦覧期間

令和 5 年 2 月 7 日(火)から令和 5 年 3 月 8 日(水)まで
(土曜日、日曜日、祝日を除く)
午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

2 縦覧場所

寒川町役場 寒川町宮山 165
環境経済部農政課